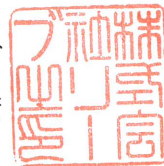


平成 29 年 8 月 19 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木尉久 様

株会会社リーブ
専務取締役 西川和宏



差止請求書に関するご回答

平成 29 年 8 月 16 日付にて、貴法人よりいただいた「差止請求書」に関しまして、以下の通りご回答申し上げます。

記

1、クーリングオフに関する事項について

ご指摘の件については、クーリングオフに関する事項（弊社 規約承諾書第 9 項）の文頭に入会契約の成立した日を含む 8 日間を経過するまでは、書面にて入会契約解除をすることができ、支払った費用がある場合は全額返金する旨の文言を記載していますので、クーリングオフについての要件が認められれば契約の拘束力は免れ、費用の支払義務はない旨を示しています。

しかし、そのあとの文面に不実告知などクーリングオフ妨害などに関する文言が付加的に記載されていることから貴法人では前後関係が分岐していないものとした解釈としてとらえられたと推測します。

貴法人からご指摘のあった解釈については、これまで契約者の方からは同様の解釈をされた方はいらっしゃいません。弊社も貴法人から指摘されるまで、そのような解釈として捉えられる可能性があることは予測できませんでしたが、今回のご指摘についての解釈は弊社としては本意ではありませんのでクーリングオフについての条項の表示を変更いたしました。

（変更）

【クーリングオフ】この書面をよくお読みください。

1. 会員は、契約書面受領日を含む 8 日間を経過するまで、書面（ハガキや封書）により、入会契約を解除することができます。
2. 当会がクーリングオフについて不実告知または威迫したことにより会員が誤認又は困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、会員は当社より改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日

間を経過するまでは、入会契約を解除することができます。

3. 上記1. 及び2. による入会契約の解除通告書は、必ず書面により、所定期間内に郵送してください。この場合、契約解除は、会員が、当該入会契約書の解除に係る書面を発送した時にその効力を生じます。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリングオフ期間内に発したことが証明できる（郵便消印日付など）のであれば、入会契約を解除することができます。
4. 上記1. 及び2. による入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。また、既にサービスの提供がなされている場合であっても当会は、その料金を請求しません。既にお支払い済みのお入金及び登録料などがある場合は、速やかにその全額を返金します。

2、中途解約に関する条項について

ご指摘の件については、無料更新期間を設けることにより、会員活動が一時的にできない場合は無料更新期間を延長し、実質的な会員活動が12カ月間できるようにしたシステムでありましたが、契約者に対して不利な条項に該当するところのご指摘がありましたので、会員活動期限を12カ月とし中途解約についての条項の表示を変更しました。

(変更)

【中途解約権】

入会契約成立日から8日経過後、12カ月の会員期間満了までの間に本人より解約の申し出があった場合、所定の中途解約書に署名捺印の上、未提供分の役務提供費を返金します。また費用の未払いがある場合は返金分より相殺します。

- (1) 役務提供前の場合は、契約の締結及び履行のための通常要する費用として政令で定められた初期費用30,000円を差し引いた金額を返金します。
- (2) 役務提供後の場合は、12ヶ月の会員期限を基準とした未提供分の役務提供費を返金します。但し、役務提供の対価（初期費用30,000円と月会費含む）と特商法第49条第2項第1号に基づく解約手数料（損害賠償金・政令15条）を徴収します。

3、会員規約承諾書の改定について

現行の会員規約承諾書（1年コース）については廃棄し、別紙の会員規約承諾書（1年コース）に改定します。これまで以上に多くの方に支持していただけるようにより一層の企業努力に努めて参ります。

以上